

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成 27 年 5 月 26 日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は 3 名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	しまずてるゆき 嶋津暉之 〒341-0018 埼玉県三郷市早稲田3-20-4-305
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAX をお持ちの方は FAX 番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 048-958-2309 FAX 番号 048-958-2309 電子メールアドレス tshimazu@sa2.so-net.ne.jp
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 <input checked="" type="checkbox"/> B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法	
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第 1 希望及び第 2 希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)	
A. 6 月 26 日 (金) 13:30~17:15 B. 6 月 26 日 (金) 17:35~20:00 C. 6 月 27 日 (土) 10:15~12:00 D. 6 月 27 日 (土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第 1 希望の日及び時間帯 A B 第 2 希望の日及び時間帯 D C
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10 分間 15 分間 20 分間 25 分間 <input checked="" type="checkbox"/> 30 分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。	
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※ 1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※ 2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)	

(意見の要旨記載欄)

## 1 意見の要旨

本件八ッ場ダム建設工事は、土地収用法第二十条（事業の認定の要件）の四「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」を満たす事業ではないので、事業認定を行ってはならない。

### (1) 事業の必要性の喪失

本事業は①水道用水と工業用水の水源開発、②利根川の洪水対策、③吾妻川の流量維持、④発電の四つを目的としているが、いずれも必要性を喪失している。

水余りが一層進行する時代に八ッ場ダムによる新規の水源開発は不要であり、また、八ッ場ダムは治水効果がわずかであるので、利根川の治水対策として意味を失っている。

さらに、

東京電力の松谷発電所の水利権更新で吾妻川の流量が維持されるので、③は目的そのものが失われてしまう。そして、八ッ場ダムによって東京電力・既設発電所の発電量が大きく減少するので、全体としての発電量はかなりのマイナスになる。

具体的には**別紙1の1**に述べるとおりで、八ッ場ダムの目的はいずれも虚構である。

### (2) 自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出す事業

八ッ場ダムはかけがえのない自然を壊し、地すべり等の災害を誘発するダムである。さらに、吾妻川の水質を悪化させるなど、様々な問題をもたらすダムであるから、推進してはならない。

具体的には**別紙1の2**に述べるとおりで、八ッ場ダムがもし完成すれば、子孫にとって巨大な負の遺産となる。

## 2 起業者への質問

**別紙2**に記すとおり、八ッ場ダムの「治水目的」、「利水目的」、「流水の正常な機能の維持」の目的、「発電目的」それぞれの根拠と妥当性について起業者に質問するので、真摯に答えられたい。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいで結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。